

# 誓 約 書

吉富漁港内に小型船舶をけい留するため、漁港施設を使用するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 漁港内及び漁場において、漁業活動へ支障が生じないように活動します。
- 2 小型船舶をけい留停するため、指定施設等を使用するにあたっては、漁港管理者である吉富町（以下「漁港管理者」という。）の定める許可及び使用の条件に従います。
- 3 施設の使用又は使用に伴う行為に起因して、第三者又は漁港施設に損害を与えたとき、漁港管理者に速やかに連絡するとともにその指示に従い、責任を持って原状回復及び賠償等の適切な処置を行います。
- 4 施設の使用に際して、他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の秩序ある使用を妨げていると漁港管理者が認めた場合は、許可の取消しなどの処分を受けたことにより被った損害について賠償要求は一切いたしません。
- 5 定められた許可及び使用条件等に違反して、許可等の取消しなどの処分を受けた場合、異議なくこれに従い、一切の補償を求めません。
- 6 施設の使用にあたり、船舶の保管管理は自らの責任で行います。  
したがって、私の過失による自己の所有する船舶の毀損、不可抗力若しくは自然災害による流失等の事故による損害に対して補償要求は一切行いません。
- 7 施設の使用許可等を第三者に権利として、譲渡し、転貸及び担保等の対象といたしません。
- 8 施設は、許可等を受けた私の船舶のけい留に使用します。  
許可を受けた船舶以外の船舶をけい留した場合、若しくは私以外の者が施設を使用した場合は、許可の取消しなどの処分をうけても異議は申しません。
- 9 施設の使用にあたり、ゴミなどの不要物は必ず持ち帰ることとし、付近の美化に努めるとともに、清掃活動等にはやむを得ない理由がない限り参加に努めます。

年 月 日

吉富町長

使用許可申請者 住 所.....  
氏 名.....  
TEL(自宅).....  
TEL(携帯).....

※上記記載の連絡先は、遊漁船についての連絡以外に使用いたしません。